

# 国内募集企画旅行 旅行条件書

本旅行条件書は、旅行業法第12条の4に定める取引条件説明書面及び同法第12条の5に定める契約書面の一部となります。

## 1.募集企画旅行契約

- (1)この旅行は、株式会社KASSE JAPAN(以下「当社」といいます。)が企画・募集し実施する企画旅行であり、この旅行に参加されるお客様は当社と企画旅行契約(以下「旅行契約」という)を締結することになります。  
(2)当社は、お客様が当社の定める旅行日程に従って運送・宿泊機関等の提供する運送・宿泊その他のサービス(以下「旅行サービス」という)の提供を受けることができるよう手配し、旅程を管理することを引き受けます。  
(3)旅行契約の内容・条件は、ホームページ、パンフレット、本旅行条件書、その他の案内書類(以下これらを総称して「パンフレット等」といいます)、出発前にお渡しする確定書面(最終旅行日程表)といたる。)及び当社旅行契約(募集企画旅行契約の部)(以下「当社契約」といいます。)によります。

## 2.旅行の申込み方法

旅行代金	3万円未満	3万円以上6万円未満	6万円以上10万円未満	10万円以上15万円未満	15万円以上
お申込金	6,000円以上 旅行代金まで	12,000円以上 旅行代金まで	20,000円以上 旅行代金まで	30,000円以上 旅行代金まで	旅行代金の20%以上

但し、別途パンフレットに申込金の記載がある場合はその定めるところによる。

(当社は電話、郵便、ファクシミリ、インターネットその他の通信手段による旅行契約の予約の申込みを受け付けることがあります。この場合、予約の申込時点では契約は成立しておらず、当社が予約を承諾の旨を通知した後、当該通知に記載されている期日までに申込書と申込金を提出いたします。この期間内に申込書が提出されない場合は、当社は、予約がなかったものとして取り扱います。  
(申込書と申込金の提出があったときは、旅行契約の締結の順位は、当該予約の受付の順位によることになります。

(3)申込書と申込金の提出があったときは、旅行契約の締結の順位は、当該予約の受付の順位によることになります。  
(4)申込金は、旅行代金の一部として取り扱います。又、お客様の任意による解約のときは、所定の取消料の一部として取り扱い、所定の期日までに旅行代金を支払われないときは、所定の違約料の一部として取り扱います。

(5)お申込みの時点において、満室、満席その他の理由で旅行契約の締結が直ちにできない場合、当社はそのままの旨を説明し、お客様の承諾を得て、お客様が「取消待ち」状態でお待ちいただけの期限を確認し、予約可能に向けて努力することができます。(以下「ウェイティング登録」といいます。)その際、「申込書」の提出及び申込金と同額を「預り金」として申し受けます。当社は預り完了した場合速やかにその旨を通知します。この時点で契約が成立となり、「預り金」を申込金として取り扱います。ただし、当社がその旨を通知するまでの間はお客様から「ウェイティング登録」の解除の申出があった場合、又はお持ち頂ける期限までに結果として予約が不可能な場合は当社は「預り金」を全額返します。なお、「ウェイティング登録」は約束の権利を保証するものではありません。

(6)当社は、団体・グループを構成する旅行者の代表としての契約責任者から、旅行申込みがあった場合、契約の締結及び解除等に関する一切の代理権を有しているものとしない旨を契約引を行います。

(7)契約責任者は、当社が定めるまでに、構成者の名簿を当社に提出しなければなりません。

(8)当社は、契約責任者が構成者に対して現に負い、又は将来負うこと予測される債務又是義務については、何らの責任を負うものではありません。

(9)当社は、契約責任者が団体・グループに同行しない場合、旅行開始後においては、あらかじめ契約責任者が選任した構成者を契約責任者とみなします。

## 3.申込条件

(1)年齢未満の方の参加は、父母又は親権者の同行を条件とします。(但し一部のコースを除きます。)15歳以上20歳未満の方のご参加は、父母又は親権者の同意書が必要です。

(2)参加にあつて特段の条件を定めた旅行については、ご参加の方の性別、年齢、資格、技能、その他の条件が当社の指定する条件に合致しない場合、ご参加をお断りする場合があります。

(3)慢疾患等をお持ちの方、身体に障害をお持ちの方、健康を損なっている方、妊娠中の方などで、耳等特殊な配慮を必要とする方は、その旨を旅行申込み時に申し出下さい。医師の診断書の提出、コースの一部について内容を変更する等を条件とされることがあります。また、お申込みをお断りする場合があります。なお、お客様からのお申出に付きづき、当社がお客様のため講じた特別な措置を要する費用は、お客様のご負担となります。

(4)当社は、旅行中のお客様が病気、傷害等により、保護を要する状態にあると認めたときは、必要な措置を講ずる方があります。この場合において、これが当社の責に帰すべき事由によるものではないときは、当該措置に要する費用はお客様の負担とし、お客様は当該費用を当社が指定する期日までに当社が指定する方法で支払わなければなりません。

(5)お客様の都合による別途料金は請求できません。但し、コースにより別途料金(手数料等)でお受け取ることができます。

(6)当社は、お客様が次の(1)から(4)のいずれかに該当したときは、お申込みをお断りすることができます。

①他の旅行者に迷惑を及ぼし、又は団体旅行の円滑な実施を妨げるおそれがあると当社が判断するとき。

②お客様が暴力を流布し、偽証を用い若しくは威力をもって当社の信頼を毀損し若しくは当社の実務を妨害する行為又はこれらに準ずる行為を行ったとき。

③お客様が風説を流布し、又は虚偽の情報を広め、或は誤解を招くおそれがあると当社が判断するとき。

④お客様の都合による都合の悪い日程等の都合により、旅行の日程を変更する場合は、お申込みをお断りすることがあります。

(7)その他当社の営業上の都合で、お申込みをお断りすることができます。

## 4.契約の成立と契約書面・確定書面の交付

(1)旅行契約は、当社が契約の締結を承諾し、申込金を受領した時に成立するものとします。但し通信契約は、当社が契約の締結を承諾する旨の通知が到達した時に成立するものとします。

(2)当社は、旅行契約の成立後速やかにお客様へ旅行日程、旅行サービスの内容その他の責任に関する事項を記載した契約書面をお渡しします。契約書面は、1項(3)に記載の「パンフレット等」により構成されます。当社が旅行契約により手配し旅程を管理する義務を負う旅行サービスの運送は(パンフレット等)に記載するところによります。

(3)契約書面は、確定された旅行日程は宿泊施設の名称が記載できない場合は、ご宿泊の確定状況を記載した画面(最終日程表)(以下「確定書面」といいます)を旅行開始日の前日までに交付いたします。但し、旅行開始日の前日よりお読み算してさかのばって3日前に当たる日以降に旅行契約の申込がなされた場合は、旅行開始日当日に確定書面を交付する場合があります。なお、交付期日前であってもお問い合わせいただければ当社は手配状況についてご説明いたします。なお、確定した販売ババ会社との連絡に限り、お客様の承諾を得て、旅行開始日の前日までにファクシミリ又は電話又は電子メールによる方法で行います。

## 5.旅行代金のお支払い

旅行代金の残額は、旅行開始日の前日から起算してさかのばって14日前に当たる日(以下「基準日」といいます)よりもお支払いください。但し、基準日以降にお申込みをされた場合は、申込み時点又は旅行開始日の前日までにお支払いいただきます。

## 6.旅行代金に含まれていないもの

(1)「パンフレットに明示した運送機関の運賃・料金(注記のないカギエコノミークラス)、宿泊費、食事代、観光料金(入場・押見・ガイド等)、及び消費税等(但し、パンフレットに記載の基準期日現在に公示されているものに限ります)。

(2)旅費員が旅行するコースでは、この他の旅費員経費、団体行動に必要な心付を含みます。

(3)その他、パンフレット等において「旅行代金に含まれるもの」として明示したその他の費用。

(4)上記(1)(2)(3)の代金は、お客様の都合により一部ご利用されなくとも払い戻しはいたしません。

## 7.旅行代金に含まれていないもの

第6項のほかは旅行代金に含まれません。その一部を例示します。

(1)旅行中の「フリーダイム」「自由時間」「各自で」「おさま自身」と等記載されている区間の交通費等諸費用

(2)超えて荷物料金(規定の重量・容量・重量・個数を超える分について)

(3)クリーニング代、電話代、電報代、送金料等の旅費

(4)自宅に出発地・解禁地の間の交通費、宿泊費等

(5)希望者のみ参加されるオプショナルツアー(別途料金の小旅行)の代金

(6)「パンフレットに記載の基礎期日以降に公示された日本国内の空港施設使用料、諸税

(7)傷害・疾病に関する医療費

## 8.旅行条件の変更

当社は、天災地変、戦乱、暴動、連絡・運送・宿泊機関等の旅行サービス提供のの中止、官公署の命令、当初の運行計画によらない運送サービスの提供その他の当社の関与し得ない事由が生じた場合において、旅行の安全かつ円滑な実施を図るために必要な措置を講じる場合があります。ただし、緊急の場合において、やむを得ないときは、変更後に説明します。

9.旅行代金の変更

(1)当社は、利用する運送機関の運賃・料金(注記のないカギエコノミークラス)、宿泊費、食事代、観光料金(入場・押見・ガイド等)、及び消費税等(但し、パンフレットに記載の基準期日現在に公示されているものに限ります)。

(2)当社は、旅行代金の前日までに販売する旨を記載した旅行代金の前日までに販売する旨を通知します。休業日と営業時間外のご旅行の変更および取消の申出には応じられませんので、翌営業日の受付となります。

(3)当社は、本項(1)により旅行契約が解消されたときは、既に受取っている旅行代金(あるいは申込金)から所定の取消料を差し引いて払戻しをいたします。取消料が申込金でまかなえないときは、その差額を申し受けます。

(4)当社は、お客様の都合で旅行開始日又はコースを変更される場合は、お客様がまだ旅行契約を解消し、新たに旅行契約を締結していただくことになります。この場合当社は第15項(1)の旅行契約の解消日に基づく取消料を申し受けます。

## 10.お客様との交換

(1)お客様は、当社の承諾を得て、契約上の地位を第三者に譲渡することができます。その場合、交替に要する手数料として所定の金額をいたさいます。

(2)但し(1)の契約上の地位を譲り受けた第三者は、その他の当社の参加者の条件を満たしていないと認められたとき。

(3)お客様は、当社の承諾を得て、契約上の地位を譲り受けた第三者は、お客様の当該旅行契約に関する一切の権利及び義務を承継するものとします。

(4)当社は、利用する運送機関等の利用する部分から、取消料・遅延料その他の既に支払った料金を返すことはできません。

## 11.お客様による旅行契約の解除・払戻し(旅行開始後)

(1)お客様が第15項の規定による旅行代金を支払われないときは、当社は該当期日の翌日に旅行契約を解除することができます。この場合、第15項に定める解除料と同額の違約料をお支払いいただきます。

(2)但し(1)の規定による旅行代金を支払った場合は、旅行代金の前日までに販売する旨を記載した旅行代金の前日までに販売する旨を通知します。

(3)但し(1)の規定による旅行代金を支払った場合は、旅行代金の前日までに販売する旨を記載した旅行代金の前日までに販売する旨を通知します。

(4)但し(1)の規定による旅行代金を支払った場合は、旅行代金の前日までに販売する旨を記載した旅行代金の前日までに販売する旨を通知します。

(5)但し(1)の規定による旅行代金を支払った場合は、旅行代金の前日までに販売する旨を記載した旅行代金の前日までに販売する旨を通知します。

## 12.お客様による旅行契約の解除・払戻し(旅行開始後)

(1)お客様が第15項の規定による旅行代金を支払われないときは、当社は該当期日の翌日に旅行契約を解除することができます。この場合、第15項に定める解除料と同額の違約料をお支払いいただきます。

(2)但し(1)の規定による旅行代金を支払った場合は、旅行代金の前日までに販売する旨を記載した旅行代金の前日までに販売する旨を通知します。

(3)但し(1)の規定による旅行代金を支払った場合は、旅行代金の前日までに販売する旨を記載した旅行代金の前日までに販売する旨を通知します。

(4)但し(1)の規定による旅行代金を支払った場合は、旅行代金の前日までに販売する旨を記載した旅行代金の前日までに販売する旨を通知します。

(5)但し(1)の規定による旅行代金を支払った場合は、旅行代金の前日までに販売する旨を記載した旅行代金の前日までに販売する旨を通知します。

## 13.当社による旅行契約の解除(旅行開始前)

(1)お客様が当社所定の期日までに旅行代金を支払われないときは、当社は該当期日の翌日に旅行契約を解除することができます。この場合、第15項に定める解除料と同額の違約料をお支払いいただきます。

(2)当社は、次に掲げる場合において、お客様に理由を説明して旅行開始前に旅行契約を解除することができます。

イ.お客様が当社が明らかに明示した性別、年齢、資格、技能その他の条件を満たしていないと認められたとき。

ロ.お客様が病気、怪我、必要な介助者の不在その他の事由により、旅行の実施に支障を及ぼすおそれがあると当社が認めたとき。

ハ.お客様が風説を流布し、偽証を用い若しくは威力をもって当社の信頼を毀損し若しくは当社の実務を妨害する行為又はこれらに準ずる行為を行ったとき。

イ.お客様が旅券の購入時に記載した旅行代金を支払うことができないとき。

ウ.天災地変、戦乱、暴動、連絡・運送・宿泊機関等の旅行サービス提供のの中止、官公署の命令、当初の運行計画によらない運送サービスの提供その他の当社の関与し得ない事由が生じた場合において、旅行の安全かつ円滑な実施を図るために必要な措置を講じる場合。

14.当社による旅行契約の解消(旅行開始後)

(1)旅行契約は、旅行契約の締結後いつでも旅行契約を解消することができます。ただし、当社がお客様とこれとは異なる特約を締結した場合には、この限りではありません。

イ.お客様が当社が明示した性別、年齢、資格、技能その他の条件を満たしていないと認められたとき。

ロ.お客様が病気、怪我、必要な介助者の不在その他の事由により、旅行の実施に支障を及ぼすおそれがあると当社が認めたとき。

ハ.お客様が風説を流布し、偽証を用い若しくは威力をもって当社の信頼を毀損し若しくは当社の実務を妨害する行為又はこれらに準ずる行為を行ったとき。

イ.お客様が旅券の購入時に記載した旅行代金を支払うことができないとき。

ウ.天災地変、戦乱、暴動、連絡・運送・宿泊機関等の旅行サービス提供のの中止、官公署の命令、当初の運行計画によらない運送サービスの提供その他の当社の関与し得ない事由が生じた場合において、旅行の安全かつ円滑な実施を図るために必要な措置を講じる場合。

15.取消料

(1)旅行契約の成立後、お客様のご都合で旅行を取消される場合には、旅行代金に対して、おひとりにつき下記に定める取消料と同額の違約料をお支払いいただきます。ただし、各コース上に適用取消料の明記がある場合それぞれに記載のある取消料を適用します。

当社が運送機関の運賃・料金(注記のないカギエコノミークラス)、宿泊費、食事代、観光料金(入場・押見・ガイド等)、及び消費税等(但し、パンフレットに記載の基準期日現在に公示されているものに限ります)。

(2)当社が旅行代金の前日までに販売する旨を記載した旅行代金の前日までに販売する旨を通知します。

イ.お客様が当社が明示した性別、年齢、資格、